



年に一回は井戸水の水質検査を実施しましょう

家庭用の井戸は比較的浅いものが多いため、降雨など周囲の影響を受けやすく、井戸水が有害物質などによって汚れていることがあります。

☆井戸水を飲用等に利用する場合は、年1回以上、定期的に水質検査を実施しましょう！

※水質検査の費用は、井戸設置者の負担です。

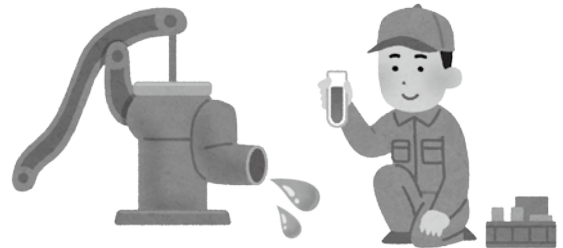
※水質検査は、厚生労働大臣登録水質検査機関に依頼してください。

参考：県内に事業所がある検査機関

検査機関の名称	検査を行う事業所の所在地	連絡先
公益財団法人 島根県環境保健公社	松江市古志原1丁目4番6号	0852-24-0207
※検体の受付 島根県食品衛生協会出雲支所	塩冶町223番地1 (出雲保健所内)	30-0242
株式会社 環境理化学研究所	平田町2468番地1	25-8911

【井戸の衛生的な管理について】

- ◇井戸やその周辺に、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- ◇井戸（ふた、ポンプ、バルブなど）やその周辺に異常がないか、清潔に保たれているかなど定期的に点検を行いましょう。
- ◇飲用井戸を新たに設置する場合は、汚染防止のため、その設置場所、設備などに十分配慮しましょう。
事前に水質検査を行い、飲用に適することを確認しましょう。
- ◇地域住民などで管理している水道施設がある場合も、取り扱いには十分注意し、定期的に点検を行いましょう。
異常がある場合は専門家に相談しましょう。



●おたすね／環境政策課 ☎ 21-6535

ごみの野焼きは禁止されています

家庭や事業所から発生するごみ（廃棄物）の焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により禁止されています。

農業を営むためのやむを得ないごみの焼却、風俗習慣上または宗教上の行事などで行う焼却など特別な例外を除いて野焼きは禁止されています。

また、ドラム缶を使用したり、ブロックを積んだり、穴を掘ってごみを燃やすことも禁止されています。

廃棄物処理法に違反すると、5年以下の懲役か1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金またはその両方が科せられます。

なお、例外規定に基づく焼却を行う場合であっても、近所に迷惑がかからないようにしてください。



●おたすね／環境政策課 ☎ 21-6987

合併前に作成された旧市町の指定ごみ袋は令和2年6月30日(火)までにご使用ください

使用を中止するごみ袋の一例



広報1月号でもお知らせしましたとおり、令和2年6月30日(火)をもって、**合併前に作成された旧市町の指定ごみ袋の使用を中止いたします。**ご家庭でお持ちのものがありましたら、期限までに使用いただきますようお願いいたします。

なお、すでに使用できない指定ごみ袋(無料で配布されたもの等)がありますので、ご注意ください。

【使用できなくなるごみ袋】

※燃えるごみ、燃えないごみ、すべての旧市町のごみ袋が対象です

旧出雲市以外 → 旧市町名のごみ袋

旧出雲市 → ごみ袋右下の数字が「10~15」(作成年度)で始まるもの、または数字の記載がないもの

【令和2年7月以降も使用できるごみ袋】

ごみ袋右下の数字が「16~30、1、2」(作成年度)で始まるもの
例) **17**、**20**、**22-3**、**25-4**、**1-2** など

【交換について】

使い切れなかった旧市町のごみ袋については、以下のとおり交換を行います。

- ・交換期間 令和2年7月1日(水)~令和2年12月28日(月)の開庁日8:30~17:15
- ・交換場所 出雲市役所本庁舎 環境施設課(4階西側)
- ・交換方法 「旧市町のごみ袋」と「令和2年7月以降も使用できるごみ袋・収集券」を等価交換します。

交換例

【旧市町のごみ袋】

破碎ごみ袋(大)(1枚40円)8枚
40円×8枚=320円

【令和2年7月以降も使用できるごみ袋・収集券】

燃えるごみ収集券 52円×3枚=156円
破碎ごみ袋(小) 31円×4枚=124円 } 計320円
リサイクル袋(大) 10円×4枚=40円

・注意事項

現金による精算はいたしません。

原則、期間外での交換は受け付けません。6月までには、できるだけご使用ください。

●おたずね/環境施設課 ☎21-6988

令和2年度の標準農作業料金及び農業臨時雇用賃金を決めました。
この金額は、令和2年4月1日から適用とします。

【農作業料金】

項目	(単位:円/10a)			
	地域	佐田	多伎	湖陵
耕耘		8,400	8,400	9,300
代かき		8,900	8,900	11,300
育苗 (20箱/10a換算)		17,500	17,500	18,000
田植		8,800	8,800	9,300
刈取		21,600	21,600	23,700
糶運送		2,300	2,300	刈取に含む

- (1) この料金は、作業項目別の標準的料金を示すもので、双方で作業条件等により協議・決定することを前提としています。
- (2) 作業項目にない農作業は、双方協議のうえ、決定してください。
- (3) この料金は、消費税を含みません。
- (4) 糶運送のみを受託される場合は、貨物自動車運送事業法の許可を受ける必要があります。
- (5) 出雲地域、平田地域、大社地域及び斐川地域の料金は、次の問い合わせ先におたずねください。



- 出雲地域 … JALまね出雲地区本部中部営農センター ☎31-9055
西部営農センター ☎53-2168
河南営農センター ☎43-7007
南部営農センター ☎84-0213
- 平田地域 … JALまね出雲地区本部東部営農センター ☎62-9059
- 大社地域 … JALまね出雲地区本部西部営農センター ☎53-2168
- 斐川地域 … JALまね斐川地区本部営農企画課 ☎73-9615

【農業臨時雇用賃金】

斐川地域を除く全市 1日(8時間)8,000円 1時間あたり1,000円

- (1) 8時間を超過する場合は、1時間あたり25%増しとします。
- (2) この賃金は、農作業に従事するため臨時的(6か月未満)に雇用する場合の標準を示すもので、作業の内容、条件等により双方で協議決定することを前提としています。
- (3) 斐川地域は、JALまね斐川地区本部営農企画課(☎73-9615)へおたずねください。

おたずね/出雲市農業委員会事務局 ☎21-6762